建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　津根　義弘　一級建築士　第292718号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所Design Field（東京都知事登録第50712号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　宮島幸一郎　一級建築士　第69251号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所有限会社宮島建築設計事務所（東京都知事登録第36968号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　大塚　照夫　一級建築士　第100115号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所有限会社大塚設計（東京都知事登録第48547号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小松崎常夫　一級建築士　第41923号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所株式会社アオヤマプランニング（東京都知事登録第49434号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　重松　欣司　一級建築士　第109625号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　重松建築コンサルタント一級建築士事務所（東京都知事登録第46703号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　辻　　輝巳　一級建築士　第69405号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　株式会社アクティツジ設計一級建築士事務所（大阪府知事登録㈱第13334号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　吉井　壽一　一級建築士　第168757号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　吉井壽一一級建築士事務所（滋賀県知事登録㈿第809号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　荒木　隆常　一級建築士　第74589号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所テクモ（大阪府知事登録㈿第2505号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。